

## 由良川流域（福知山市域）における総合的な治水対策協議会 規約

### （名称）

第1条 この会議は、由良川流域（福知山市域）における総合的な治水対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 協議会は、平成26年8月16日の集中豪雨による福知山市街地等での大規模な浸水被害に対して、データ分析や浸水被害の要因等の調査を実施し、国土交通省近畿地方整備局、京都府、福知山市が連携、調整を図り、浸水被害を防止・軽減するために、河川と下水道が一体となった総合的な治水対策（案）を検討し、とりまとめることを目的とする。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、治水対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(情報公開)

第5条 協議会に関する情報は、原則公開とし、協議会資料及び議事概要について公表する。ただし、協議会構成員の判断により、公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなる場合は非公開とすることができる。

2. 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿地方整備局、京都府、福知山市が共同で行う。

(その他)

第7条 本規約の改正は、事務局が協議会に諮って行う。

2. 協議会及び幹事会の運営に関する必要な事項は、この規約に定めることのほか、協議会において定める。

附則

この規約の施行日は、平成26年8月29日とする。

別表 1

所 属	職 名
国土交通省 近畿地方整備局	建政部長
	河川部長
	福知山河川国道事務所長
京都府	文化環境部長
	建設交通部長
	中丹西土木事務所長
福知山市	副市長

別表 2

所 属	職 名
国土交通省 近畿地方整備局	都市調整官
	河川調査官
	福知山河川国道事務所 副所長
京都府	水環境対策課長
	河川課長
	中丹西土木事務所 技術次長
福知山市	上下水道部長
	土木建設部長